



しが かに てい しょうねん とも かい
滋賀家庭・少年友の会 様

- 1977年6月25日設立
- 活動範囲／主に滋賀県内
- 代表者／本田 彰
- 活動内容／非行少年の更正支援
- 事務局／大津市京町三丁目1-2
- 会員数／127名
- (大津家庭裁判所内)

◎活動の紹介

少年友の会は、家庭裁判所の調停委員や調停委員OBの会員で構成されたボランティア団体です。その活動は、非行を犯して大津家庭裁判所に送られてきた少年たちが、再び希望を見出し勇気を持って立ち直っていけるように、裁判所の要請を受けて側面から協力支援をする活動をしています。その具体的な活動は以下のようなものです。

- 付添人活動…父母または身寄りのない少年に対して裁判所の要請で少年の付添人として、審判の席に出席して意見を述べるなど、保護者に代わる活動。
- 社会奉仕活動…裁判所の要請で老人福祉施設等への訪問、清掃などの奉仕活動をする少年をサポートする活動。その他、使用済切手の整理を少年・保護者と共に行う活動等・・・。
- 援助活動…経済的に困窮している少年が補導委託先で生活をするのに不自由がないように、身の回りの必需品を支給するなどの援助活動等・・・。